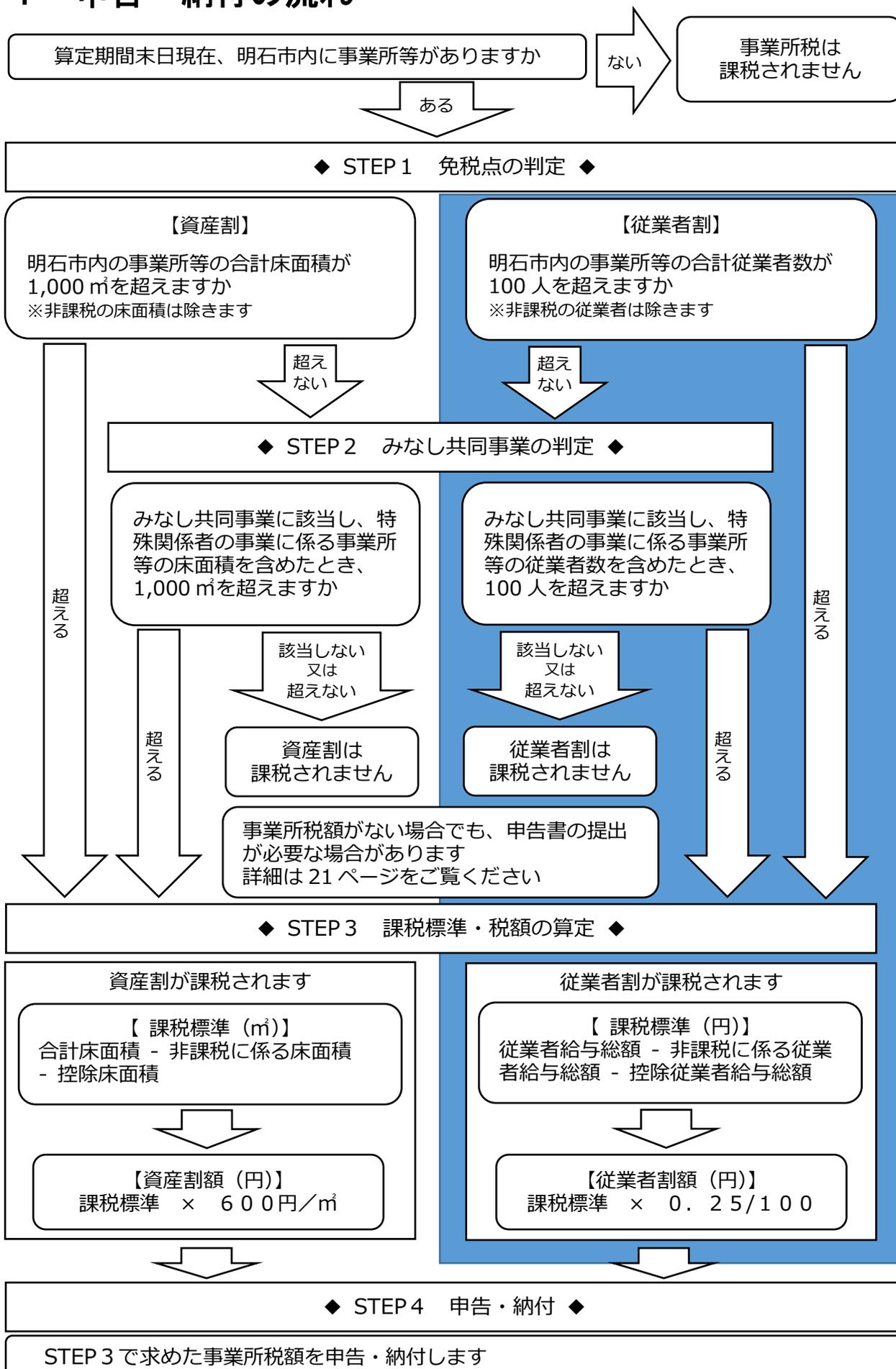


事業所税 申告の手引き

2018年11月

明石市

1 申告・納付の流れ



2 事業所税の概要

(1) 事業所税とは

事業所税とは、道路や公園、緑地など都市環境の整備に使われる目的税で、地方税法の規定により、政令指定都市や人口 30 万人以上の都市等において課税されます。

事業所税には資産割と従業者割があり、ふたつを合計した金額が事業所税額となります。

		資産割	従業者割
課税客体		事業所等において法人又は個人が行う事業	
納税義務者		市内の事業所等において事業を行う法人又は個人	
免税点		市内の事業所等の合計床面積が 1,000 m ²	市内の事業所等の合計従業者数が 100 名
課税標準	法人	事業年度の末日時点の 市内の事業所床面積	事業年度中に支払われた 市内の事業所等の従業者給与総額
	個人	その年の 12 月 31 日時点の 市内の事業所床面積	その年中に支払われた 市内の事業所等の従業者給与総額
課税標準の 算定期間	法人	事業年度	
	個人	課税期間（1 月 1 日から 12 月 31 日）	
税額		市内の事業所床面積 × 600 円/m ²	市内の事業所等の従業者給与総額 × 0.25%
非課税		人的非課税：公共団体、公益法人（収益事業を除く）等 用途的非課税：福利厚生施設、社会福祉施設、消防用設備等	
課税標準の特例		人的特例：協同組合等 用途的特例：ホテル、企業主導型保育事業に供する施設等	
納付方法		申告納付	
申告納付期限	法人	事業年度終了後から 2 月以内	
	個人	翌年の 3 月 15 日	

(2) 課税客体

事業所税は、明石市内に所在する事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課税されます。

①事業所等とは

事業所等とは、自己の所有に属するか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。例えば、事務所、店舗、工場、倉庫、ガレージなどが事業所等の範囲に含まれます。

なお、人的設備を欠く施設（無人倉庫等）であっても、これらを管理する事業所等が存する限り（市域の内外を問いません）、事業所等の範囲に含まれます。

※事業所等に該当しないもの

- ・ 社宅、社員寮などの住宅に該当するもの
- ・ 設置期間が2～3か月程度の現場事務所や仮小屋等
- ・ 建設業における現場事務所など一時的かつ移動性を有する仮設建築物で、設置期間が1年未満のもの

②事業所等において行われる事業とは

事業とは、物の生産、流通、販売又はサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。また、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な活動も事業に含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるものでも事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 納税義務者

納税義務者は、明石市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

家屋の所有権の帰属とは関係なく、当該家屋を使用して事業を行っている事業者が納税義務者となります。

①貸ビル等の場合

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者（借主）が納税義務者となります。

したがって、貸ビル等の貸主は、貸付目的で所有している部分については納税義務者となりません。ただし、貸ビル等の貸主がビルの管理を行っている場合は、当該管理のために所有している部分（ビルの管理要員室や管理用品倉庫等）については当該貸主が納税義務者となります。

②人格のない社団等の場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされ納税義務者となります。

③清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められるため、当該清算の業務の範囲内において納税義務者となります。

④事業を行う者が単なる名義人の場合

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単に名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。（実質課税）

⑤共同事業を行っている場合（⑥を除く）

共同事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

各共同事業者の免税点の判定と課税標準の算定は、次の通りです。

<免税点の判定>

当該共同事業に係る床面積又は従業者数に損益分配の割合(当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合(以下同じ。))を乗じて得た面積又は従業者数と、単独で行う事業に係る事業所用家屋の床面積又は従業者数を合算して判定します。

<課税標準の算定>

当該共同事業に係る課税標準は、当該共同事業に係る事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合を乗じて得た面積又は金額となります。

⑥みなし共同事業の場合

事業を行う個人又は法人が親族や同族会社等の特殊関係者を有する場合において、「特殊関係者を有する者」に該当する事業者と、「特殊関係者」に該当する事業者が同一家屋内で事業を行う場合、「特殊関係者」の行う事業はみなし共同事業に該当します。

みなし共同事業に該当する場合、免税点の判定と課税標準の算定は、次の通りです。

<免税点の判定>

ア 特殊関係者

特殊関係者の事業について、単独で免税点判定を行います。

イ 特殊関係者を有する者

特殊関係者を有する者の事業に、同一家屋内で行われる特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行います。

<課税標準の算定>

特殊関係者、特殊関係者を有する者それぞれで課税標準の算定を行います。

(4) 免税点

地方税法には、一定の基準以下の納税義務者に対しては課税しない旨が定められており、その基準のことを免税点といいます。

事業所税の免税点は、資産割、従業者割それぞれについて定められています。

①資産割・従業者割の免税点

ア 資産割 : 市内の事業所等の合計床面積が 1,000 m²

イ 従業者割 : 市内の事業所等の合計従業者数が 100 名

②免税点の判定

ア 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日（法人：事業年度の末日、個人：12月31日）の現況に基づいて行います。

イ 市内に事業所等が複数ある場合は、市内にあるすべての事業所等の床面積および従業者数をそれぞれ合計して免税点の判定を行います。

③免税点の注意点

資産割、従業者割それぞれで免税点を超えるか判定しますので、両方とも課税される場合や、一方のみが課税される場合もあります。

(5) 課税標準

税額を計算するうえで基礎となる数値のことをいいます。

免税点を超えた場合、全てが課税標準となります。

ア 資産割 : 市内の事業所床面積

イ 従業者割 : 市内の事業所等の従業者に支払った給与等の総額 (従業者給与総額)

(6) 課税標準の算定期間

法人 : 事業年度

※ 法人を新たに設立した場合の事業年度の初日は、設立の日からとなります。

法人を解散した場合の事業年度の末日は、解散の日までとなります。

個人 : 毎年1月1日～12月31日

※年の中途で新たに事業を開始したり廃止したりした場合は次の通りです。

- ・年の中途で、新たに事業を開始した場合 開始の日～12月31日
- ・年の中途で、事業を廃止した場合 1月1日～廃止の日
- ・一年の間に事業を開始し、廃止した場合 開始の日～廃止の日

(7) 税額の計算方法

税額は、課税標準に税率を乗じて計算します。

事業所税の税率は、資産割・従業者割それぞれに定められています。

ア 資産割

- ・税率 : 600 円/㎡
- ・税額 : 市内の事業所床面積 × 600 円/㎡

イ 従業者割

- ・税率 : 0.25%
- ・税額 : 市内の事業所等の従業者給与総額 × 0.25%

(8) 非課税

①非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の性格に着目して非課税とする人的非課税（公共団体、公益法人など）と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税（福利厚生施設、社会福祉施設、消防用設備など）があります。具体的には「資料編(資料1)非課税の適用を受ける施設」や「資料編(資料2)特定防火対象物に設置される消防用設備・防災施設等」に掲げる施設です。

②非課税の適用

ア 非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税の判定を行います。

イ 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合

公益法人等が行う収益事業以外の事業は非課税となります。

公益法人等が同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合で、事業所等の事業所床面積又は従業員給与総額を算定する際に、非課税の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税の適用を受けるものを算定します。

ウ 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業の両方に従事した従業員に係る課税標準となるべき従業員給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして算定します。

(9) 課税標準の特例

①課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。

具体的には、「資料編(資料3)課税標準の特例の適用を受ける施設」に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各区分に応じた控除割合を乗じて得た面積又は金額が課税標準から控除されます。

②課税標準の特例の適用

ア 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

イ 特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合

特例規定の適用を受ける事業と受けない事業の両方に従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税の場合と同様に、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

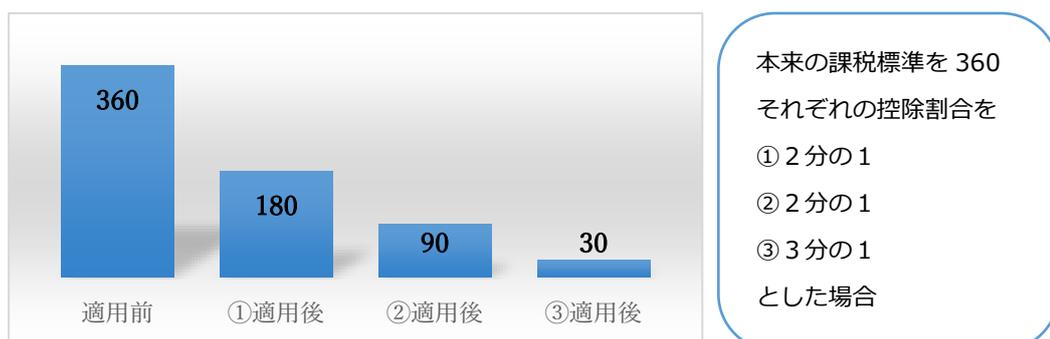
ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして算定します。

ウ 複数の特例規定の適用を受ける事業を行う場合の適用順序

特例規定のうち、2以上の規定の適用がある場合は、次の順序に従い適用します。

- ① 法第701条の41第1項（同項各号の重複適用は行いません。）
- ② " 第2項
- ③ 法附則第33条

※ ①の規定を適用した後の課税標準を基礎として、②の規定を適用し、
②の規定を適用した後の課税標準を基礎として、③の規定を適用します。



(10) 減免

①概要

地方税法において非課税又は課税標準の特例の規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、明石市市税条例において一部施設の減免を講じています。詳細については「事業所税減免の手引」をご覧ください。

②減免の対象

- ア 天災により市長が特に必要と認めるとき
- イ 明石市市税条例施行規則第 19 条第 1 項各号に掲げる施設において事業を行うとき
- ウ 公益上その他の事由により市長が特に必要と認めるとき

③手続

減免の適用を受けようとする場合には、下記申請期限（申告納付期限と同日）までに「事業所税減免申請書」を提出する必要があります。

法人：事業年度終了後から 2 月以内

個人：翌年の 3 月 15 日

④減免の判定

減免の適用を受ける施設かどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の適用の判定を行います。

3 資産割

(1) 事業所用家屋の床面積

免税点の判定や課税標準の算定にあたっては、まず事業所用家屋の床面積を計算します。

①事業所用家屋とは

- ・家屋の全部又は一部で、現に事業所等の用に供するものをいいます。
- ・居住の用に供する住宅や社宅・寮などは対象外です。
- ・家屋とは、固定資産税における家屋をいいます。不動産登記法上の建物と同意義で、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供しうる状態にあるものをいいます。したがって、登記の有無は問いません。

②貸ビル等

所有権の帰属に関わらず、事業に使用している床面積が課税の対象になります。貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者（借主）の事業所用家屋の床面積に含めます。したがって、貸ビル等の貸主は、貸付目的で所有している部分については納税義務者となりません。

ただし、貸ビル等の貸主がビルの管理を行っている場合は、当該管理のために所有している部分（ビルの管理要員室や管理用品倉庫等）については当該貸主の事業所用家屋の床面積に含めます。

③床面積の考え方

事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算します(1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます)。

④共用部分

2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、共用部分がある場合の各事業者の事業所用家屋の床面積は、次の算式により求めます。

$$\text{事業所用家屋の床面積} = \frac{\text{自己の専用部分の事業所用家屋の床面積}}{\text{事業所用家屋の床面積}} + \frac{\text{共用部分の事業所用家屋の床面積}}{\text{事業所用家屋の床面積}} \times \frac{\text{自己の専用部分の事業所用家屋の床面積}}{\text{すべての専用部分の事業所用家屋の床面積}}$$

- ※ 空室部分の床面積も、「すべての専用部分の事業所用家屋の床面積」に含めます。
- ※ 専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分(住宅にあっては専ら居住の用に供する部分)をいいます。
- ※ 共用部分とは、廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室及び電気室など、専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

⑤休止施設

休止施設とは、次のいずれも満たす施設のことをいいます。

- i 現に使用されておらず、「いつでも操業ができ得る状態」にない施設
- ii 課税標準の算定期間の末日以前6か月以上連続して休止していたと認められる施設

免税点の判定においては、休止施設に係る床面積も含めて計算します。

ただし、休止施設に係る床面積は、課税標準に含めません。

⑥事業所等が明石市と他の市町にまたがって所在する場合

事業所等が明石市と他の市町にまたがって所在する場合、当該事業所等のうち明石市の区域内に所在する部分(非課税の範囲を除く)に係る事業所用家屋の床面積に相当する面積を事業所用家屋の床面積とします。

(2) 免税点

①合計床面積

免税点の判定基準となる床面積をいいます。

合計床面積 = 事業所用家屋の床面積 - 非課税の規定の適用を受ける床面積

②免税点

明石市内の事業所等の合計床面積が 1,000 m²以下の場合には、資産割は課税されません。

③判定日

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日（法人：事業年度の末日、個人：12月31日）の現況に基づいて行います。

(3) 非課税

①非課税施設

地方税法の規定により事業所税が課税されない施設をいいます。

主な非課税施設には、次のようなものがあります。

・ 勤労者の福利厚生施設

体育館、保養所、医療室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、売店、喫茶店をいいます。

ただし、業務の性質上設置された施設は課税対象となります。（例：制服の着用が義務づけられた従業員の更衣室、工場の浴室、通勤用駐車施設、電話交換手の休憩室、タクシー乗務員の仮眠室等）

・ 特定路外駐車場

事業用に使用している駐車場のうち、固定資産税上の家屋と認定されるものは課税対象となりますが、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（一般公共の用に供される道路外に設置された駐車場）のうち次の条件を満たすものは、非課税となります。

- i. 都市計画において定められたもの
- ii. 駐車場法第12条の届出がなされたもの
- iii. 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの

- ・消防用設備・防災施設等

消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして地方税法施行令で定めるもの（例：百貨店、旅館等）に設置される特定の消防用設備・防災施設等の全部又は一部については非課税となります。

- ・公益法人等が事業を行う施設

公益法人等が行う収益事業以外の事業は非課税となります。

同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合で、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、非課税の適用を受ける床面積を算定します。

②判定日

非課税の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

（４）課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積です。

$$\text{事業所床面積} = \text{事業所用家屋の床面積} - \frac{\text{非課税の適用を受ける床面積}}{\text{課税標準の特例の適用を受ける床面積}}$$

（５）課税標準の特例

①課税標準の特例施設

地方税法の規定により課税標準の一定割合を軽減する措置が適用される施設をいいます。

「資料編(資料 3)課税標準の特例の適用を受ける施設」に掲げる施設です。

②判定日

課税標準の特例の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(6) 期間の計算

①課税標準の算定期間

法人：事業年度

※ 法人を新たに設立した場合の事業年度の初日は、設立の日からとなります。

法人を解散した場合の事業年度の末日は、解散の日までとなります。

個人：毎年1月1日～12月31日

※年の途中で新たに事業を開始したり廃止したりした場合は次の通りです。

- ・年の途中で、新たに事業を開始した場合 開始の日～12月31日
- ・年の途中で、事業を廃止した場合 1月1日～廃止の日
- ・一年の間に事業を開始し、廃止した場合 開始の日～廃止の日

②事業年度が月の途中から開始される場合

事業年度の初日を起算日として、その翌月の起算日に応答する日の前日までを第1月とし、第2月以降はそれぞれ1か月ずつスライドします。

例えば、4月21日が事業年度の初日の法人の場合は、次の通りです。

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
4/21～ 5/20	5/21～ 6/20	6/21～ 7/20	7/21～ 8/20	8/21～ 9/20	9/21～ 10/20	10/21～ 11/20	11/21～ 12/20	12/21～ 1/20	1/21～ 2/20	2/21～ 3/20	3/21～ 4/20

③事業所等の新設の日・廃止の日

事業所等の新設の日・廃止の日は、営業開始日(オープンの日)・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含みます。

例えば賃貸物件の場合であれば、原則として賃貸借期間の開始日・終了日となります。

④免税点の判定

免税点は、算定期間の末日の現況により判定します。

算定期間内に事業所等の面積に変動があった場合でも、あくまで算定期間の末日の現況により判定しますので、免税点の判定にあたっては月割計算の適用はありません。

(7) 月割計算

①課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例

半年決算の法人や事業年度の中で法人を設立・解散した場合のように、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の課税標準は、次の計算式により月割計算します。

なお、算定期間の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、切り上げて1か月とします。

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \text{算定期間の月数}$$

【事例】

事業年度が4月21日から4月20日までの法人が、12月末日に解散した場合

4月21日～12月20日 → 8か月

12月21日～12月31日 → 11日（1か月に満たない端数）

8か月 + 1か月（11日） = 9か月

②課税標準の算定期間の中で事業所等を新設・廃止した場合

課税標準の算定期間の中で事業所等を新設したり、既存の事業所等を廃止したりした場合の課税標準は、次の計算式により月割計算します。

なお、事業所等の新設・廃止とは、支店を新規に開設した場合や、店舗を閉鎖した場合です。

同一敷地内に建物を新築したり、一部取り壊したりした場合などは、事業所等の新設・廃止にあらず、月割計算は適用されません。

また、算定期間の開始日に新設された事業所等は中途新設とはなりませんので、月割計算は適用されません。

ア 事業所等を新設した場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

イ 事業所等を廃止した場合

$$\begin{array}{r} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} = \begin{array}{r} \text{廃止の日} \\ \text{における事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{算定期間の初日の属する月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{算定期間の月数} \end{array}}$$

ウ 事業所等を新設し、廃止した場合

$$\begin{array}{r} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} = \begin{array}{r} \text{廃止の日} \\ \text{における事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{算定期間の月数} \end{array}}$$

【事例 ②ア】

当年4月21日から翌年4月20日までを事業年度とする法人が当年6月15日（第2月）に1,500㎡の事業所を新設し翌年4月20日まで使用した場合

この場合は新設月の翌月である当年6月（第3月）から事業年度の終了日が属する月である翌年3月（第12月）までの10月で月割計算することになるので、次の式により算定します。

$$1,500 \text{ m}^2 \times 10 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 1,250 \text{ m}^2$$

【事例 ②イ】

当年4月21日から翌年4月20日までを事業年度とする法人が当年8月15日（第4月）に使用していた1,500㎡の事業所等を廃止した場合

この場合は事業年度の開始日が属する月である当年4月（第1月）から廃止の日の属する月である当年7月（第4月）までの4月で月割計算することになるので、次の式により算定します。

$$1,500 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 500 \text{ m}^2$$

【事例 ②算定期間の開始日に新設された事業所】

当年4月21日から翌年4月20日までを事業年度とする法人が当年4月21日に1,500㎡の事業所等を新設し、翌年4月20日まで使用した場合

この場合は算定期間の開始日に新設されていることから、算定期間の中途の新設に該当しないため月割計算を要せず1,500㎡が当該事務所等の課税標準となります。

（8）税額

$$\text{市内の事業所床面積} \times 600 \text{ 円} / \text{m}^2$$

4 従業者割

(1) 免税点

①合計従業者数

免税点の判定基準となる従業者数をいいます。

$$\text{合計従業者数} = \frac{\text{市内の事業所等に非課税の適用を} \\ \text{勤務する従業者数} \quad - \quad \text{受ける従業者数}}$$

ただし、勤務形態によっては合計従業者数に含めないものもあります。
詳細については、「(6) 従業者の範囲」をご覧ください。

②免税点

明石市内の事業所等の合計従業者数が 100 名以下の場合には、従業者割は課税されません。

③判定日

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況に基づいて行います。

(2) 非課税

①非課税

地方税法の規定により非課税の適用を受ける従業者をいいます。

②判定日

非課税の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(3) 課税標準

①課税標準

従業者割の課税標準は、明石市内の事業所等における従業者給与総額です。

②従業者給与総額

課税標準の算定期間内に従業者に対して支払われた又は支払われるべき給与等の総額をいいます。

③従業員給与総額の範囲

従業員給与総額における給与等とは、所得税法上の給与等と意義を同じくするものです。

ア 従業員給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱
上課税とされる通勤手当・現物給与等が含まれます。

イ 従業員給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給及び所得税の取扱上非課税とされる通勤手当等は含まれま
せん。

④従業員数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間中を通じて従業員数に著しい変動がある事業所等については、次の
算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業員数とみなします。

$$\text{従業員数} = \frac{\text{算定期間の属する各月末日現在における従業員数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

なお、従業員数に著しい変動がある事業所等とは、一の事業所等の単位で、課税標準の
算定期間の各月の末日現在における従業員数のうち、最大の従業員数が最小の従業員数の
2倍を超える事業所等です。

(4) 課税標準の特例

①課税標準の特例

課税標準の特例の規定の適用を受ける施設において勤務した従業員に、当該施設の勤務
時間に対して支払われた給与等が、課税標準の特例対象となります。

②判定日

課税標準の特例の規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の
現況により行います。

(5) 税額

従業員給与総額の 100 分の 0.25

(6) 従業員の範囲

	従業員の区分	免税点の判定 (合計従業員数)	課税標準 (従業員給与総額)	
1	65歳以上の者（役員を除く）	含めない	含めない	
2	障害者（役員を除く）	含めない	含めない	
3	雇用改善助成対象者	含める	給与等の額の1/2を控除した額を含める	
4	事業専従者	含める	含める（専従者控除額を含む）	
5	日々雇用等の臨時の従業員	含める	含める	
6	パートタイマー	含めない	含める	
7	役員	役員、使用人兼務役員	含める	含める
		非常勤の役員	含める	含める
		無給の役員	含めない	含めない
		数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社を含める	それぞれの会社を含める
8	出向	出向元が給与を支払う	出向元を含める	出向元を含める
		出向先が出向元に対して給与相当分を支払う	出向先を含める	出向先を含める
		出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの支払額をそれぞれの会社を含める
9	外国若しくは明石市外への派遣又は長期出張者（概ね1年以上）	含めない (短期出張は含める)	含めない (短期出張は含める)	
10	派遣法に基づく派遣社員	派遣元を含める	派遣元を含める	
11	休職中の従業員	給与等が支払われている場合は含める	含める	
12	中途退職者	含めない	退職時までの給与等は含める	
13	保険の外交員で事業所得のみの者	含めない	含めない	
14	保険の外交員で事業所得も給与所得も有する者	含める	所得税法上の給与等は含める	
15	常時船舶の乗組員	含めない	含めない	
16	専ら非課税施設に勤務する従業員	含めない	含めない	
17	課税施設と非課税施設の兼務従業員	課税標準の算定期間の末日において課税施設に係る事業に従事している場合は含める	課税施設に従事していた期間に対して支払われた給与等は含める	

※ 65歳以上の者及び障害者（いずれも役員除く）・・・

役員以外の方で、65歳以上の方（以下「高齢者」といいます。）及び障害者（住民税において障害者控除を受けることができる方及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた方）については、従業者数から除かれます。

※ 雇用改善助成対象者・・・

55歳以上65歳未満の従業者のうち、下記のいずれかに該当する方です。

①雇用保険法又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令の規定に基づき高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者

②雇用保険法又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者

③本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者

※ 高齢者等の判定

高齢者、障害者又は雇用改善助成対象者（以下「高齢者等」といいます。）であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。

なお、給与等が支払われる時の現況とは、給与等の計算の基礎となる期間の末日（月末、週末等）の現況をいいます。

したがって従業者給与総額を計算するときは、高齢者等に該当することとなった期間以降の給与等の額を控除します。

※ パートタイマー・・・

雇用契約上の呼称ではなく、勤務の状態によって判定します。

雇用期間の長短ではなく、当該事業所等の同一職種の正規従業者と比較して4分の3以下の勤務時間（例：正規の1日平均勤務時間が8時間の場合は6時間以下）で雇用されている方をいいます。

※ 出向・・・

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権が出向先企業にあり、出向先企業において労務を提供させることをいいます。

※ 派遣・・・

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあることをいいます。

※ 出張・・・

出張元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うことをいいます。

5 申告及び納付

(1) 申告納付

①申告納付期限

納税者は、下記期限までに課税標準や税額を申告するとともに、納付すべき税額がある場合は、その申告した税額を納付しなければなりません。

法人：事業年度終了後から2月以内（申告期限の延長制度はありません。）

個人：翌年の3月15日

②納付場所

明石市役所、あかし総合窓口、大久保・魚住・二見市民センター、明石市指定金融機関、株式会社ゆうちょ銀行・郵便局（兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県）

③免税点以下であっても、事業所税の申告が必要な場合があります。

次のいずれかに該当する場合は、免税点以下であっても申告書を提出していただきます。

ア 法人の前事業年度又は個人の前年の課税標準の算定期間において納付すべき税額があった場合

イ 課税標準の算定期間の末日現在において、市内の事業所等の合計床面積が800㎡を超えた場合

ウ 課税標準の算定期間の末日現在において、市内の事業所等の合計従業者数が80名を超えた場合

(2) 端数計算

①事業所床面積

0.01㎡未満切捨て

②従業者給与総額（③を除く）

1円未満切捨て

③課税標準となる従業者給与総額

1000円未満切捨て

④資産割額及び従業者割額

1円未満切捨て

⑤税額

100円未満切捨て

(3) 修正申告・更正の請求

すでに確定した税額等が過少であった場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

申告書に記載した税額等の計算誤りなどにより、申告税額が過大である場合は、申告期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

(4) 延滞金

納期限後に納付する場合は、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ下記の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

期 間	特例（年率）	<参考> 本則
以下の①～③の期間	特例基準割合 [※] + 1%	7.3%
それ以後、納付の日まで	特例基準割合 [※] + 7%	14.6%

①期限内申告の場合 : 納期限後1月を経過するまでの期間

②期限後申告の場合 : 当該申告後1月を経過するまでの期間

③更正又は決定の場合 : 更正又は決定による指定納期限(更正又は決定の通知をした日から1月を経過する日)後1月を経過するまでの期間

※「特例基準割合」とは

各年の前々年の10月から前年9月までの国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）として財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合をいいます。

(5) 加算金

期限後申告、修正申告、更正又は決定をした場合などは、つぎの加算金が課されます。

①過少申告加算金

提出期限内に申告書を提出した場合で、その後当該申告税額が過少であるため修正申告書を提出したとき、又は市長が更正したときは、原則として修正申告等により増加した税額の10%相当額の過少申告加算金が課されます。

②不申告加算金

提出期限後に申告書を提出したときや、申告書の提出がなかったために市長が税額を決定した等のときは、原則として納付すべき税額の15%相当額の不申告加算金が課されます。

なお、提出期限後であっても、市長による決定があることを予知することなく自主的に申告書を提出した場合には、不申告加算金の割合は5%となります。

③重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて35%相当額の重加算金が、不申告加算金に代えて40%相当額の重加算金が、それぞれ課されます。

(6) 事業所等の新設・廃止に関する申告（異動届）

①申告義務者

明石市内において事業所等を新設・廃止した全ての方です。

②申告内容

新設又は廃止した事業所等の情報（所在地や新設・廃止した日等）について、申告してください。

③申告期限

事業所等を新設・廃止した日から2月以内に申告してください。

④その他

法人市民税に関する異動届を提出した場合は、提出する必要がありません。

(7) 事業所用家屋の貸付けに関する申告（貸付申告）

①申告義務者

事業所用家屋の全部又は一部をテナント等に貸し付けている方です。貸付状況等に変更があった場合にも申告が必要です。

②申告内容

事業所用家屋の貸付状況（貸付先や貸し付けている床面積等）について、申告してください。

③申告期限

新たに貸し付けた場合や変更があった場合は、事由が発生した日の属する月の翌月の末日までに申告してください。

(8) 減免に関する申請

①申請内容

減免を受けようとする施設の情報（所在地や適用を受ける床面積等）について、申請してください。

②申請期限

減免の適用を受けようとする場合は、下記期限までに申請してください。

法人：事業年度終了後から2月以内

個人：翌年の3月15日

(9) 提出先

〒673-8686

明石市中崎1丁目5-1

明石市役所 市民税課 事業所税担当

Tel 078-918-5014